

○動物の対処について

動物についての対処、相談について、参考にして下さい。

何の動物ですか？

へび、ハチ等

へび・ハチ・シロアリ・ネズミ等害虫獣は、
民間事業者へ依頼してください。

イノシシ、アライグマ
家畜、海がめ等

イヌ、ネコ等



イヌ・ネコ
(その他不明な動物の相談については、
夷隅地域振興事務所地域環境保全課
電話82-2451)

・農地、農作物等の有害獣被害
(イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、シカ、キョン等)
わな等の捕獲連絡は、わな近くのプレートにある捕獲従事者へ連絡してください。
農地等の有害獣被害等について、防護柵資材補助やわな免許取得補助などがあります
ので相談ください。また、町職員では直接駆除・捕獲はできないため、捕獲従事者へ依頼し
て行っております。(捕獲、駆除には、狩猟免許や捕獲許可が必要なため。)

・鳥、家畜類
(鳥、牛、ヤギ等)
いすみ警察、農林水産班へ連絡してください。(所有者がわか
る場合は、所有者にも連絡をお願いします。)
※鳥の死骸について、不自然な場合(大量に死んでいる、突然
空から落ちてきた等)は不用意に触れたり近づかないでくださ
い。

・海がめ・イルカ等
(海がめ、イルカ、クジラ等)
※海がめ等は死んでいても農林水産班へ連絡してください。

産業観光課農林水産班
電話 68-2513

キョン

死んでいる

※町道や町有地の場合は
建設環境課環境整備班
建設環境課塵芥対策班
電話 68-6694

※ 死んでいる動物等について
県道、国道の場合は
夷隅土木事務所 管理課
電話 62-3314

※ 個人の土地で死んでいる場合は
土地所有者、管理者で処理してくださ
い。

死んでいる

生きている(保護)

建設環境課環境整備班
電話 68-6694

確認内容
(犬 ・ 猫) (生きている ・ 負傷)
(何匹) (犬場合は鑑札の有無)
(雄 ・ 雌) (首輪 ・ 毛色等)
(大きさ 大 ・ 中 ・ 小)

・迷い犬・・・夷隅保健所で捕獲業務を行
います。
・捨て猫・・・夷隅保健所に連絡してくださ
い。

※ 負傷犬、猫については、保健所しか対
応できませんので、保健所に連絡してくださ
い。
※ 夜間、休日はガイダンスにしたがって
対応することになりますのでご注意ください。

夷隅保健所
電話 73-0145

路上・庭

農地や農作物以外の被害については、いすみ警察署へ相談してください。
(町の有害獣捕獲は、捕獲従事者に依頼して農作物や農地等
の被害を減らすため、ワナでの捕獲をしています。路上等での
捕り物をしていないため対応できません。)
また、ペット等については遺失物となるため、いすみ警察へ連
絡してください。

いすみ警察
電話62-0110

イノシシ

アライグマ



家の中・屋根裏

家の中や屋根裏等の場合は、民間事
業者へ連絡してください。